

京都大学防災研究所規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第三十七号)

京都大学防災研究所規程(平成八年達示第二十二号)の全部を次のように改正する。

京都大学防災研究所規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学防災研究所(以下「防災研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 防災研究所は、災害に関する学理の研究及び防災に関する総合研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

(所長)

第三条 防災研究所に、所長を置く。

2 所長は、防災研究所の専任の教授をもつて充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 所長は、防災研究所の所務を掌理する。

(教授会)

第四条 防災研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(協議会)

第五条 防災研究所に、その運営に関する事項について所長の諮問に応ずるため、協議会を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。

(共同利用委員会)

第六条 防災研究所に、防災研究所の共同利用に係る計画案の作成その他共同利用の実施に関し必要な事項を審議し、教授会に提案するため、共同利用委員会を置く。

2 共同利用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。

(自然災害研究協議会)

第七条 防災研究所に、全国の大学その他の研究機関の自然災害研究に係る研究者と連携し、自然災害研究の推進を図るため、自然災害研究協議会を置く。

2 自然災害研究協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。

(研究部門)

第八条 防災研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

総合防災研究部門

地震災害研究部門

地盤災害研究部門

水災害研究部門

大気災害研究部門

(附属研究施設)

第九条 防災研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

災害観測実験センター

地震予知研究センター

火山活動研究センター

水資源研究センター

巨大災害研究センター

斜面災害研究センター

2 附属の研究施設に長を置き、防災研究所の教授をもって充てる。

3 附属の研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。

(研究科の教育への協力)

第十条 防災研究所は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

理学研究科

工学研究科

情報学研究科

(事務組織)

第十一条 防災研究所に置く事務組織及び技術室については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第十二条 この規程に定めるもののほか、防災研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命する所長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 3 この規程の施行後最初に任命する災害観測実験センター長、地震予知研究センター長及び斜面災害研究センター長の任期は、第九条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 4 この規程の施行後最初に任命する水資源研究センター長の任期は、第九条第三項の規定にかかわらず、平成十七年四月三十日までとする。
- 5 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 京都大学防災研究所協議会規程（平成八年達示第二十三号）
 - 二 京都大学防災研究所長候補者選考規程（昭和四十八年達示第十号）